

藤沢市議会委員会条例の一部改正について
藤沢市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

平成25年3月18日提出

議会運営委員会
委員長 宮 戸 光

藤沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

藤沢市議会委員会条例（平成15年藤沢市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表総務常任委員会の項中「市長室，総務部，経営企画部」を「総務部，企画政策部」に，「消防本部」を「消防局」に改め，同表厚生環境常任委員会の項中「保健福祉部」を「福祉部，保健医療部」に改め，同表建設経済常任委員会の項中「まちづくり推進部」を「都市整備部」に改め，同表子ども文教常任委員会の項中「子ども青少年部」を「生涯学習部，子ども青少年部」に改める。

附 則

この条例は，平成25年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，藤沢市事務分掌条例が一部改正されたことに伴い，常任委員会の所管事項を改正する必要がある。